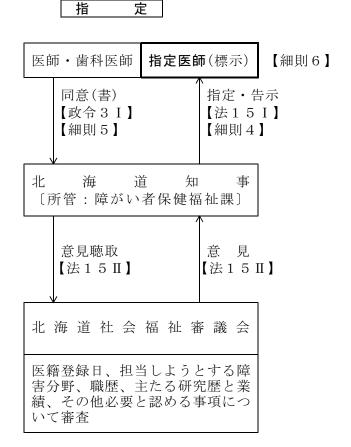
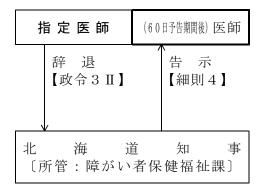
# 指 定 医 師

### 1 医師(歯科医師)の指定等について

指定に関する手続きは、身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則、身体障害者福祉法施行細則のほか、「身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関する事務取扱要領について」(平成17年12月1日付け障福第1305号)各市町村長、各保健福祉事務所長、心身障害者総合相談所長あて北海道保健福祉部障害者保健福祉課長通知)により定められています。



# 辞 退



※「指定の取り消し」については、北海道社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の意見聴取を行う。

【政令3Ⅲ】

… 凡。 例…

法 : 身体障害者福祉法

政令:身体障害者福祉法施行令

省令:身体障害者福祉法施行規則

細則:身体障害者福祉法施行細則

#### 2 指定基準等について

「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」(平成21年12月24日障発1224第3号各都道府県知事・各指定都市市長・中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について」(平成27年1月29日障企発0129第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)において、指定基準が次のとおり示され、北海道においても同様の取扱いとしています。

- (1) 都道府県知事が法第15条第1項に規定する医師を指定する場合には、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう若しくは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとする。
- (2) (1) に掲げる医療に関係のある診療科名は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の 2に規定される診療科とする。参考として、(1) に掲げる医療に関係のある診療科名及び留意 点を例示すると、概ね別表のとおりである。

眼科、小児眼科 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	障害種別診療科名	視覚障害 ※ 1	聴覚障害 2	平衡機能障害	音声・言語機能障害	そしゃく機能障害	肢体不自由	心臟機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルス※	肝臓機能障害
事物に	眼科、小児眼科	$\cap$												
数音検道・耳鼻いんこう科   ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			0	0	0	0								
神 経 内 科 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○														
脳 神 経 外 科 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		0	0	0	0		0				0			
形成 外 科		0	0	0	0		0							
形成 外 科					0	0				0				
整形外科       ○ <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		1					0							
内       科       〇							0							
ハ					0		0	0	0	0	0	0	0	$\circ$
外 科								0	0	0	0	0	0	$\circ$
								0	0	0	0	0	0	$\circ$
リ ウ マ チ 科 循 環 器 内 科 心臓内科、心臓外科 心臓 血 管 外 科 胸 部 外 科 腎臓内科、人工透析内科 移 植 外 科 必尿器科、小児泌尿器科 呼 吸 器 内 科 呼 吸 器 内 科 呼 吸 器 外 科 消化器内科、消化器外科 肩 腸 内 科 肝臓内科、肝臓外科 血液内科、感染症内科 産 婦 人 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科 呼 吸 器 科							0	0	0	0	0	0		0
<ul> <li>循環器内科</li> <li>心臓 内科、心臓外科</li> <li>心臓 血管外科</li> <li>胸部外科</li> <li>でしている</li> <li>のののののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>	リハビリテーション科			0	0	0	0	0		0				
<ul> <li>心臓 内科、心臓外科</li> <li>心臓 血管 外科</li> <li>り 日</li> <li>り 日</li></ul>	リウマチ科						0							
<ul> <li>心臓血管外科</li> <li>胸部外科</li> <li>腎臓内科、人工透析内科</li> <li>移植外科</li> <li>心区尿器科、小児泌尿器科</li> <li>呼吸器内科</li> <li>呼吸器外科</li> <li>消化器内科、消化器外科</li> <li>腹部外科</li> <li>一個液内科、原染症内科</li> <li>症婦人科</li> <li>一個環路</li> <li>一個環路</li> <li>一個報科、理学診療科、放射線科</li> <li>一個</li> </ul>	循 環 器 内 科							0	0					
胸 部 外 科       ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	心臟內科、心臟外科							0						
腎臓内科、人工透析内科       ○       ○       ○         移植       外科       ○       ○         泌尿器科、小児泌尿器科       ○       ○       ○         呼吸器内科       ○       ○       ○         呼吸器外科       ○       ○       ○         消化器内科、消化器外科       ○       ○       ○         胃腸内科、肝臓外科       ○       ○       ○         血液内科、感染症内科       ○       ○       ○         電線       日本       ○       ○       ○         気管食道科       ○       ○       ○       ○         衛程科、胃腸科       ○       ○       ○         (解経科、理学診療科、放射線科)       ○       ○       ○	心臟血管外科							0						
移植 外 科       ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	胸 部 外 科							0		0				
<ul> <li>泌尿器科、小児泌尿器科</li> <li>呼吸器内科</li> <li>消化器内科、消化器外科</li> <li>同期内科</li> <li>所域内科、消化器外科</li> <li>同期内科</li> <li>所域内科、肝臓外科</li> <li>血液内科、感染症内科</li> <li>産婦人科</li> <li>気管食道科</li> <li>の</li> <li>気管食道科</li> <li>の</li> <l< td=""><td>腎臓内科、人工透析内科</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></l<></ul>	腎臓内科、人工透析内科								0					
呼吸器内科       ○ </td <td>移 植 外 科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><math>\circ</math></td>	移 植 外 科								0					$\circ$
呼吸器外科       ○ </td <td>泌尿器科、小児泌尿器科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td>	泌尿器科、小児泌尿器科								0		0			
消化器內科、消化器外科       ○       ○       ○         腹 部 外 科       ○       ○         胃 腸 內 科       ○       ○         肝臓內科、肝臓外科       ○       ○         血液內科、感染症内科       ○       ○         産 婦 人 科       ○       ○         須 管 食 道 科       ○       ○         循 環 器 科       ○       ○         消化器科、胃腸科       ○       ○         (神経科、理学診療科、放射線科)       ○       ○	呼 吸 器 内 科									0			0	
腹部外科       ○ <td>呼 吸 器 外 科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	呼 吸 器 外 科									0				
胃 腸 內 科       ○<	消化器内科、消化器外科										$\bigcirc$	0		0
肝臓内科、肝臓外科       ○         血液内科、感染症内科       ○         産婦人科       ○         気管食道科       ○         循環器科       ○         呼吸器科       ○         消化器科、胃腸科       ○         (神経科、理学診療科、放射線科)       ○												0		0
血液内科、感染症内科       0        0 <t< td=""><td>胃 腸 内 科</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td></td></t<>	胃 腸 内 科											0		
産 婦 人 科	肝臟内科、肝臟外科													0
気管食道科     ○ <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td></t<>													0	
気管食道科     ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	産 婦 人 科										(婦)利)		0	
循環器科     ○○○       呼吸器科     ○○○       消化器科、胃腸科     ○○○       (神経科、理学診療科、放射線科)     ○○○	<b>与 各 道 科</b>				$\cap$						(7411/14/11/			
呼吸器科     ○     ○     ○       消化器科、胃腸科     ○     ○       (神経科、理学診療科、放射線科)     ○     ○					)			$\cap$	$\cap$					
消化器科、胃腸科     ○       (神経科、理学診療科、放射線科)     ○										$\cap$			$\cap$	
(神経科、理学診療科、放射線科)											$\cap$	$\cap$		
							$\cap$							
( 麻 酔 科 )									$\cap$					

- 眼科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。 耳鼻科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。 エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。

- 注1 気管食道科、循環器科、呼吸器科、消化器科及び胃腸科については、平成20年3月31日以前から標榜しており、看板の書き換え等、広告の変更を行っていない場合に限る。 注2 現在、神経科、理学診療科、放射線科及び麻酔科については、その診療科名での指定はしておりません。

#### (3) 資格要件について

医師の指定にかかる資格要件については、医師免許証取得後5年の医師経験を有する者としています。

「身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定にかかる資格要件について」(昭和62年5月25日付け福祉第373号各市長、各支庁長、中央身体障害者更生相談所長あて北海道民生部長通知)

(4) 聴覚障害に係る法第15条第1項に規定する医師については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医(以下、「専門医」という。)としています。

ただし、地域の実情等により専門医ではない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を 指定する場合は、聴力測定技術等に関する講習会の受講を推奨するなど専門性の向上に努める こととしています。

「身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関する事務取扱要領について」(平成17年12月1日付け障福第1305号)

# (5) 歯科医師の指定について

指定の手続きは、法第15条指定医師に準じることとし、資格要件については、歯科医師免許 証取得後5年の医師経験を有する者としています。

「口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関る歯科医師の指定について」(平成 16年6月4日付け障福第461号各市町村長、各保健福祉事務所長、心身障害者総合相談所長、北 海道歯科医師会長あて北海道保健福祉部長通知)

#### 3 指定医師の告示等

#### (1) 告示

北海道では、医師(歯科医師)を指定したときなど下記の場合には、告示することとしています。(細則第4条)

- ・ 医師を指定したとき
- ・ 医師の指定を取り消したとき
- ・ 指定医師が指定を辞退したとき
- ・ 指定医師が従業場所を変更した旨届け出たとき

#### (2) 指定医師の標示

指定医師は下記様式(別記第3号様式(第6条関係))による標示を、受診者の見やすい場所に掲示することとなっています。(細則第6条)

別記第3号様式(第6条関係)

身体障害者福祉法指定医師

診療科目 科

注 1 規格は、横20センチメートル、縦7センチメートルとすること。

2 材質は、金属又は木材を用いること。

## (3) 指定医師従業場所変更届

道内で指定を受けている医師が、従業場所を変更したときには、別記第1号様式(第4条関係)により、北海道立心身障害者総合相談所に届け出ることになっています。(細則第4条第2項)

#### (4) 医師の指定の辞退届

北海道において指定を受けている医師が、指定を辞退する場合には、「身体障害者福祉法第 15条に規定する医師の指定に関する事務取扱要領について」(平成17年12月1日付け障福第130 5号)別紙様式2により、北海道立心身障害者総合相談所に届け出ることになっています。

# 指定医師従業場所変更届

年 月 日

北海道知事 様

指定医師

次のとおり従業場所を変更したので、身体障害者福祉法施行細則第4条第 2項の規定により届け出ます。

新従業場所

名称

所在地

旧従業場所

名称

所在地

変更年月日

身体障害者福祉法第15条指定医師等の辞退について

年 月 日

北海道知事 様

指定医師

次のとおり身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定について辞退したいので、届け出ます。

従業場所

名称

所在地

指定年月日 年 月 日

辞退理由